令和6年5月 部活動のあり方検討特別委員会

地域移行の概要と長崎市地域クラブ活動指針について

	目次	ページ
1	部活動地域移行の概要	 2 ~ 5
2	長崎市地域クラブ活動指針	 6 ~ 23
3	その他	 24~26

教育委員会·市民生活部 令和6年5月

- 1 部活動地域移行の概要
- (1)全国の現状と課題

○少子化の加速

- 1部活動当たりの人数の減少
 - →単独で大会やコンクール等に出られない 練習試合等ができない
- 中学校における部活動設置数の減少
 - →希望する部活動が学校にない
 - →いろいろなスポーツや文化芸術活動を体験できない

○専門的な指導者の不足

- 専門的な指導ができる教職員が少ない
 - →専門的な指導を受けられない
- ○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の必要性
 - 長時間勤務の要因であり、教職員(顧問)への大きな負担 →指導体制が持続的でない

- 1 部活動地域移行の概要
- (2) これまでの地域移行に関する国・県の動向・取組
- 〇「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)
- 〇「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校に おける働き方改革に関する総合的な方策について」 (平成31年1月中教審答申)
- 〇「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」 (令和2年9月スポーツ庁)
- 〇「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」 (令和4年6月スポーツ庁)
- 〇「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」 (令和4年12月スポーツ庁・文化庁)
- ○「長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」 (令和5年3月)

- 1 部活動地域移行の概要
- (3)地域移行に関する国・県の方針

学校部活動と地域クラブ活動の違い

学校部活動

- 学校が主体となって行う
- ・学校の施設で実施される
- ・顧問教諭・課外クラブサポーター 部活動指導員が指導
- 一つの種目を継続して活動

地域クラブ活動

- ・地域が主体となって行う
- ・多様な場所で実施される
 (公共・民間施設・学校施設等)
- 地域の指導者が指導
- 多世代、多種目な活動

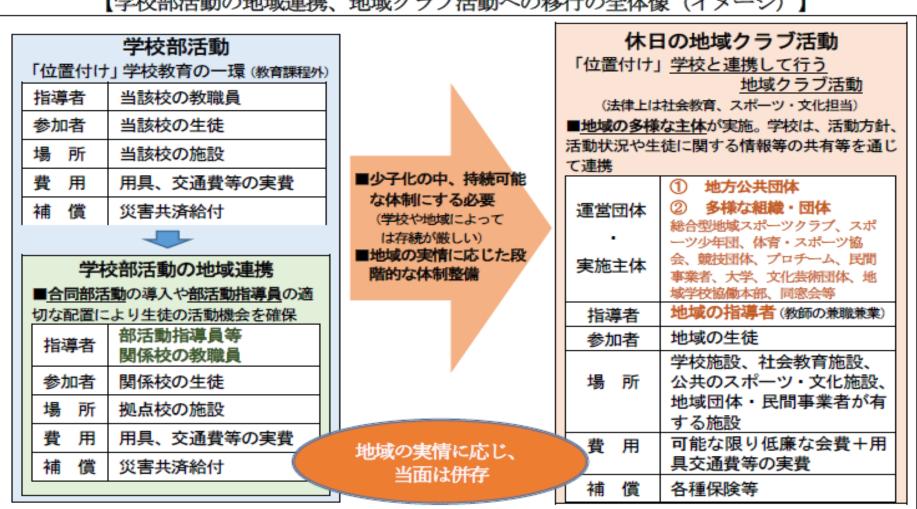




部活動地域移行の概要

(3)地域移行に関する国・県の方針

【学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像(イメージ)】



(参考:スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」参考資料)

(1) 長崎市における指針作成のプロセス及び推進体制

指針作成のプロセス

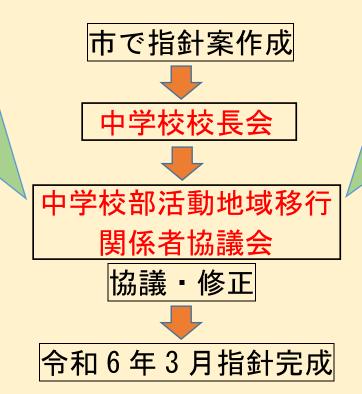
令和4年度

第1回(令和4年10月)

- 国、県の地域移行概要説明
- ・長崎市の現状と方向性

第2回(令和5年3月)

- ・令和4年度の取組の報告
- 令和5年度からの長崎市の進め方



令和5年度

第3回(令和5年7月)

- 部活動実態調査の結果報告
- ・先行事例紹介と進捗状況、今後の方向性

第4回(令和5年12月)

- 長崎市の方向性
- ・課題に対する諸方策と進捗状況

第5回(令和6年1月)

- 長崎市地域クラブ活動指針
- 長崎市立中学校部活動地域連携

推進体制

教育委員会事務局

総括コーディネーター(R5 から)、担当の教育管理官(R6 から)

+健康教育課·学校教育課職員

・学校関係者や保護者への周知・助言、地域クラブのコーディネート・認定

市民生活部

スポーツ振興課・文化振興課職員 ・体育・文化団体との協議調整、指導者発掘、 地域クラブの認定)

- 2 長崎市地域クラブ活動指針
- (2) 長崎市における学校部活動の現状と取組(指針:P4~5)
- ①現状(令和5年度)

36 中学校 約 8, 400 人在籍 加入率約 72% (約 6, 000 人加入) 運動部活動 18 文化部活動 11

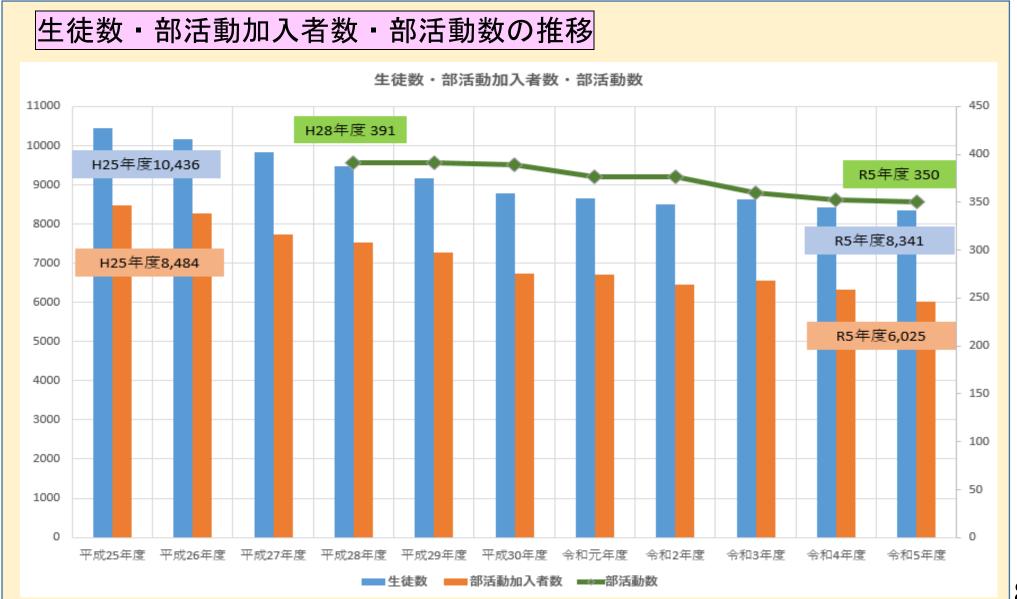
- |・長崎市においても深刻な少子化(全国と同様の課題)
- ・学校単独で大会に参加できない
- 進学する中学校に希望する部活動がない



- ○複数校合同チーム(中体連が定める中総体に参加するための救済措置)
 - ・令和5年度に合同チームで市中総体へ出場 8 チーム(17校)
- 〇休部・廃部
 - ・令和元年度から令和5年度までに 26部
 - 令和6年度の指定校変更生徒数(部活動) 83名

(中1:31名、中2:29名、中3:23名)

(2) 長崎市における学校部活動の現状と取組(指針:P4~5)



- 2 長崎市地域クラブ活動指針
 - (2) 長崎市における学校部活動の現状と取組(指針:P4~5)

②目指す姿

- 将来にわたりスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会の確保
- ・地域に持続可能なスポーツや文化芸術活動の環境を整備し、子どもたち に多様な体験機会を確保する。

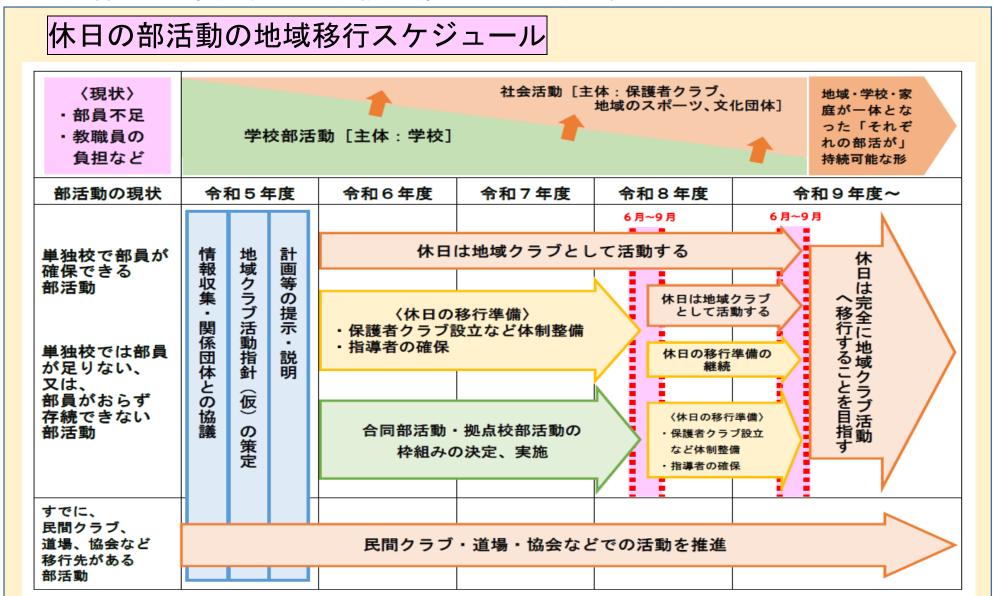
③今後の方向性

「方 針」 令和9年度の新チームが発足する時期までに、休日は 完全に地域クラブ活動へ移行することを目指す (平日も可能な範囲で)

「進め方」

- 単独で活動ができる部活動 ⇒ 地域クラブ
- 単独での活動が困難な場合 ⇒ 地域連携 → 地域クラブ
- 民間クラブ、道場、協会での活動に移行することを含めて検討

(3) 休日の部活動の地域移行推進計画(指針:P6)



(3) 休日の部活動の地域移行推進計画(指針:P6)

休日の部活動の地域移行形態(イメージ)



- 2 長崎市地域クラブ活動指針
- (4)地域クラブ活動の運営(指針:P10)

- ア 地域クラブ活動
 - (ア) 部活動から地域に移行し、各種団体が運営主体を担い活動
 - (イ) 社会教育活動として位置づけ、学校と連携して活動
 - (ウ) 本指針に沿って活動
- イ 運営団体・実施主体
 - (ア) 地域の団体は、多様なものを想定
 - (イ) 運営主体を団体等に依頼、保護者会が中心となるかを選択 市は運営団体や指導者の情報提供を行う
 - (ウ) 持続可能な運営→複数の役員や指導者が運営に携わる →規約等作成
 - (エ) 市は、地域クラブを設立する場合は助言等の支援を行う

(4)地域クラブ活動の運営(指針:P11)

適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

ウ 指導者

- (ア) 市は、地域連携(合同部活動)の指導者として、現在の課外クラブサポーターを部活動指導員に登用することを進める
- (イ) 市は、課外クラブサポーターの継続を想定し(教職員の兼職兼業 も含む)、課外クラブサポーターと教職員の意向調査を実施
- (ウ) 県の指導者エントリーシステムの活用、各種団体と連携した指導者の確保

エ 適切な指導の実施

- (ア)市は、専門性や資質・能力を有する指導者を確保 スポーツ団体等は、指導者の養成や資質向上の取組を進める
- (イ) 勝利至上主義に陥らない 心身の健康管理、事故防止 安全管理の徹底、体罰・暴言・ハラスメントを根絶
- (ウ) 生徒及び保護者との十分なコミュニケーション 合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入

- 2 長崎市地域クラブ活動指針
- (4) 地域クラブ活動の運営(指針:P11~12)

オ 適切な休養日等の設定

学校部活動に準じ、活動時間と休養日を設定

休養日

【休日のみ実施する場合】

・原則として、土曜日又は日曜日のいずれか1日、 家庭の日(毎月第3日曜日)は実施しない

【平日も実施する場合】

・週当たり2日以上設定 原則平日1日、 土曜日及び日曜日は1日以上、家庭の日は実施しない

【学校の長期休業中】(休日のみ移行の場合は、平日は学校部活動)

・学期中に準じた扱い、長期の休養期間(オフシーズン)を設ける

- 2 長崎市地域クラブ活動指針
- (4) 地域クラブ活動の運営(指針:P11~12)

<u>オ 適切な休養日等の設定</u> 学校部活動に準じ、活動時間と休養日を設定

活動時間

- ・平日 2 時間程度、休日(休業日)は原則 3 時間程度、できるだけ 短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う
- 生徒が所属する学校等と活動計画の情報共有を図る
- 学校や地域との連絡・調整を図る

- 2 長崎市地域クラブ活動指針
 - (4) 地域クラブ活動の運営(指針:P12~13)

力 活動場所

- (ア) 公共の施設や地域の中学校を活用、学校と協議が必要
- (イ) 利用ルール等を策定
- (ウ) 低廉な利用料を検討、負担軽減、利用しやすい環境作り
- (エ)移動は徒歩または公共交通機関を利用 公共交通機関での移動ができないときは、保護者に一任
- (オ)前記アからエまでについて、「手引き」(スポーツ庁・文化庁 策定)を参考に取り組む

- 2 長崎市地域クラブ活動指針
 - (4)地域クラブ活動の運営(指針:P13)

- キ スポーツ外傷・障害の防止と健康管理について
 - (ア)活動前の準備等
 - ・健康観察・健康状態を把握
 - ・活動施設、用具等について、安全確認を実施
 - (イ)活動中の留意事項
 - ・個人差、能力差に配慮、オーバーワークに留意
 - ・適切な練習時間と休憩時間の設定、水分補給
 - (ウ) 熱中症の防止について
 - ·暑さ指数(WBGT)をもとに、短縮、中止など柔軟に対応
 - (エ)活動中のけが、事故等の対応について
 - ・迅速、適切な対応、医療機関や緊急連絡先等の整備
 - 活動中の事故は、保険で対応

- 2 長崎市地域クラブ活動指針
- (4)地域クラブ活動の運営(指針:P14)

- ク 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減
 - (ア)会費等の経費は、原則受益者負担、極端な負担増にならない ように、運営主体において可能な限り低廉な会費を設定する
 - (イ) 経済的に困窮する家庭の支援については、国の動向を注視
 - (ウ) 市は、設備・用具・楽器の寄附等を受けられる体制の整備

ケ事故等の対応と保険の加入

- (ア)活動中の事故については、運営団体がその責任を負う 管理責任の主体、補償の範囲等を明確にし、指導者や参加生徒 に対して、十分な理解を得て活動 学校と連携して対応することもあるため、連絡体制を構築
- (イ) 災害共済給付と同等の補償となる保険に加入
- (ウ) 個人賠償責任も補償対象となる保険への加入を推奨

- 2 長崎市地域クラブ活動指針
 - (4) 地域クラブ活動の運営(指針:P14~15)

学校との連携等

- ア 立ち上げに際し、学校は地域クラブの代表者と<mark>協議の場</mark>を設定 活動のルール等について共通理解を図る
- イ 地域クラブと学校において、共通理解と情報共有
- ウ 市は活動が適正に行われるよう必要な指導助言を行う
- エ 市及び校長は地域クラブの活動を周知 生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選択

- 2 長崎市地域クラブ活動指針
- (4)地域クラブ活動の運営(指針:P15)

大会等への引率や運営に係る体制の整備

- ア 大会等への参加の引率 実施主体の責任者・指導者等が行う
- イ 大会運営への従事
 - (ア)大会等の主催者は、団体等に所属する職員をスタッフとして 委嘱し、大会運営を担わせる(大会に従事することの明確化)
 - (イ) 市教育委員会及び校長は、教師等の服務上の扱いを明確にし 兼職兼業の許可、適切な服務監督を行う
- ウ 大会の参加について 生徒や保護者の理解を得る 心身の負担過重にならないよう、適正な回数に精選

- 2 長崎市地域クラブ活動指針
- (5) 長崎市地域クラブの認定(指針:P16)

長崎市地域クラブの定義

- 学校部活動から地域移行したクラブ
- 学校と連携して、本活動指針を踏まえた活動
- 目的、運営方法、活動内容等が記された規約等を作成
- 勝利至上主義に陥らず、営利目的を主とした運営ではない

「長崎市地域クラブ認定要件確認書」の要件を全て満たした 活動を行う地域のクラブを、長崎市地域クラブとして認定

- 2 長崎市地域クラブ活動指針
- (5) 長崎市地域クラブの認定(指針:P16)

長崎市地域クラブの定義

- ○市の認定を受けると
 - ア 学校と協議し学校施設を利用
 - イ 新入生説明会や、新入生のオリエンテーション等で紹介
 - ウ 生徒の募集案内や、連絡等の文書を各学校に配布
 - エ ホームページ等で地域クラブの紹介
 - ※大会の参加については、各大会主催団体の参加規定を確認

- 2 長崎市地域クラブ活動指針
 - (5) 長崎市地域クラブの認定(指針:P16)

認定の手順

- ① 申請団体は市へ必要書類を提出する
 - 「長崎市地域クラブ認定要件確認書」
 - 「地域クラブ公認申請書」
 - 規約等の写し
 - ・ 保険加入書の写し
- ② 市でチェックし、認定要件を満たしていることを確認
- ③ 市は申請団体を「長崎市地域クラブ」として認定
 - ※ 申請書提出後は、教育委員会及び市民生活部において内容を 確認し、認定を行う
 - ※ 認定期間は当該年度とし、認定要件に当てはまらないと 判断された場合は、認定期間中でも認定を取り消す

指針の着実な実施を図るとともに、国の改革推進期間の取組状況等を 勘案し、適宜必要な見直しを行う。

3 その他

(1)地域クラブの認定数(5月13日現在)

地域クラブ<mark>(認定順)</mark>

種目	主な活動場所	活動日	運営主体
バスケットボール(男)	琴海中	休日•平日	保護者会
バスケットボール(男女)	日見中	休日•平日	指導者
バスケットボール(女)	山里中	休日•平日	NPO 法人(保護者会)
バスケットボール(女)	小ヶ倉中	休日•平日	保護者会
バスケットボール(女)	橘中	休日•平日	保護者会
剣道	横尾小	休日のみ	保護者会
バスケットボール(女)	横尾中	休日•平日	保護者会
バスケットボール(女)	西泊中	休日•平日	保護者会
柔道	三重中	休日・平日	保護者会

3 その他

(2)地域クラブへの補助

①中学校部活動地域移行・地域連携費 (令和6年度予算)

地域クラブ活動費補助金

ア 事業内容

学校部活動から地域クラブ活動へ、平日・休日とも完全に 移行した団体に活動費を補助する。

(1人あたり 体育クラブ 1,570 円、文化クラブ 1,070 円)

※ 学校部活動においては、同様の金額で「小中学校課外クラブ活動費補助金」において補助している。

	小中学校課外クラブ活動費補助金	地域クラブ活動費補助金
平日⇒学校部活動 休日⇒学校部活動	0	×
平日⇒学校部活動 休日⇒地域クラブ活動	О	×
平日⇒地域クラブ活動 休日⇒地域クラブ活動	×	0

イ 事業費 157 千円(10人×10クラブで算出)

3 その他(地域クラブの現状・市の補助)

(2) 市の補助の現状

②学校体育振興費 (令和6年度予算)

学校体育選手派遣費補助金

ア 事業内容

学校体育に関する<mark>選手派遣</mark>に対する補助金 (学校部活動、地域クラブ活動へ補助)

- · 体育大会派遣費補助金(全国·九州·県中学校総合体育大会)
- · 大会参加費義務教育関係(九州·県中学校新人大会)

イ 事業費

- 体育大会派遣費補助金 25,087 千円
- 大会参加費義務教育関係 813 千円